
令和 7 年第 1 回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和 7 年 1 月 7 日（火）午前 1 0 時 0 0 分～
2. 開催場所 築上町役場 本庁 3－1・3－2 会議室
3. 出席委員 1 4（名）

出欠	役職	議席	氏 名
出席	会 長	14 番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13 番	吉田 俊明
出席	委 員	1 番	前田 好嗣
出席	委 員	2 番	出口 貞味
出席	委 員	3 番	蛭崎 幸生
出席	委 員	4 番	椎葉 千亜紀
出席	委 員	5 番	西田 浩二
出席	委 員	6 番	大森 洋一
出席	委 員	7 番	横山 員伸
出席	委 員	8 番	浅野 正博
出席	委 員	9 番	小野 俊明
出席	委 員	10 番	繁永 大輔
出席	委 員	11 番	築別 修一
出席	委 員	12 番	平野 力範

4. 事務局 局長 山本 健太郎
門田 純二

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 報告事項

第5 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

令和7年 第1回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、14名です。定足数に達しています。ただいまから令和7年第1回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、5番：西田委員さん、6番：大森委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、議案第1号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。
議案第1号の1、申請人：〇〇さんの件について、築別委員さんから説明をお願いします。

11番（築別委員） この案件につきまして、広末集会所から西に200m行った所にある農地です。今回、申請者である、広末在住の〇〇さんが、現所有者の高塚在住の〇〇さんから贈与により取得し、耕作をするものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長）	異議なしと認めます。 日程第2、議案第1号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。 続きまして議案第1号の2、申請人：〇〇さんの件については、椎葉委員さんから説明をお願いします。
4 番（椎葉委員）	この案件につきまして、椎田郵便局から北に100mほど行った所にある農地です。今回、申請者である、高塚在住の〇〇さんが、現所有者の高塚在住の〇〇さんから売買により取得し、耕作をするものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。
議長（蛭崎会長）	これより審議に入ります。 ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	「なし」
議長（蛭崎会長）	質問等ありませんので、お諮りいたします。 議案第1号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」
議長（蛭崎会長）	異議なしと認めます。 日程第2、議案第1号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。 続きまして議案第1号の3、申請人：〇〇さんの件については、私が確認しております。本来であれば、ここで議長を交代しなくてはいいませんが議事進行上このまま私が進行してもよろしいですか。
委員	「異議なし」
議長（蛭崎会長）	では説明いたします。 この案件につきまして、湊の干拓地にある農地です。今回、申請者である、湊在住の〇〇さんが、現所有者の湊在住の〇〇さんから贈与により取得し、耕作をするものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの３番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第１号の３については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第２、議案第１号の３、農地法第３条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして議案第１号の４、申請人：〇〇さんの件については、私が確認しております。本来であれば、ここで議長を交代しなくては行けませんが議事進行上このまま私が進行してもよろしいですか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） では説明いたします。
この案件につきまして、湊の干拓地にある農地です。今回、申請者である、湊在住の〇〇さんが、現所有者の豊前市在住の〇〇さんから売買により取得し、耕作をするものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第３条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの４番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第１号の４については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第２、議案第１号の４、農地法第３条の規定による許可申請は、可決、決

定、許可することといたします。

日程第 3、議案第 2 号

議長（蛭崎会長） 日程第 3、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。
議案第 2 号の 1、申請人：〇〇さんの件については、平野委員さんから説明をお願いします。

1 2 番（平野委員） この案件につきましては、セブンイレブン椎田臼田店から西に 5 0 m ほど行ったところにある農地です。申請地の農地区分は、前面道路に上水道、下水道の 2 管が埋設され、かつ 5 0 0 m 以内に教育施設、医療施設が 2 以上ある区域のため、第 3 種農地と判断します。今回、申請人の〇〇さんが、福岡市在住の〇〇さんから土地を売買により取得し、駐車場・資材置場として利用するものです。
事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第 5 条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの 1 番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第 2 号の 1 については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第 3、議案第 2 号の 1、農地法第 5 条の規定による許可申請は、許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

日程第4、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第4、「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 報告事項一括朗読 】
農業耕作者・管理者名義変更届出 9件

議長（蛭崎会長） ただいまの議案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和7年第1回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和7年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

5番委員（西田 浩二 委員）：

署名委員

6番委員（大森 洋一 委員）：
